

北栄町行政改革プラン

第4期

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

北 栄 町

改定1 令和3年11月

目 次

I	はじめに	2
II	行政改革の必要性	3
III	行政改革の基本理念	4
IV	行政改革におけるまちづくりの基本姿勢	6
V	行政改革の視点	7
	① 業務運営 ー業務運営の見直し	7
	② 人材・組織 ー人材の育成と組織機構の整備	8
	③ 財 政 ー持続可能な財政基盤の確立	9
VI	行政改革の推進体制	11
	①全庁をあげた取り組み	11
	②町民の意見反映	11
	③改革の進捗状況の公表	11
VII	行政改革プランの実施期間	11
VIII	具体的な方策一覧	12
	①町民との協働によるまちづくり	16
	②業務運営の見直し	19
	③人材の育成と組織機構の整備	34
	④持続可能な財政基盤の確立	42

I はじめに

日本全体が人口減少社会に突入した今日、地方自治体は少子高齢化社会の進行に伴う子育て対策、高齢者対策、農業対策、福祉対策や安全・安心な生活確保のための健康対策、環境対策、危機管理対策など様々な課題に対して、多様化・高度化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応することが求められています。

また、国においては一層の地方分権・地域主権・地方創生が推進されており、将来に向けた地域づくりは、地域自らの意志と責任において主体的に決定する自主・自立のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このため北栄町では、平成 23 年 1 月に自治基本条例に基づき、町民・コミュニティ・行政が協働して、10 年後の目指すべき町政の姿・運営指針「北栄町まちづくりビジョン」を策定し、「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまちづくり」に取り組んできました。また、特に人口減少に歯止めをかけるため、平成 27 年 8 月に「北栄町まち、ひと、しごと創生総合戦略」を策定しました。令和 2 年度には、「まちづくりビジョン」「総合戦略」とも計画期間が終了することや、近年の社会情勢の変化、町勢の変化を踏まえて第 2 次の計画を策定し、今後 10 年の中長期にわたる町勢運営の指針と地方創生の実現に向けた道筋を明らかにしました。

一方、日本を取り巻く経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあり、国・地方公共団体が行う緊急的な経済対策によって、持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい経済・雇用状況にあります。国・地方公共団体は引き続き経済対策を行っていく必要があるとともに、抱える重要課題への取組を行っていかねばならず、国・地方公共団体を問わず厳しい財政状況の中、持続可能で健全な財政運営が求められています。

北栄町が中長期的に安定的な財政運営を行うには、町民、自治会、議会、関係団体などとともにそれぞれが役割と責任を担いながら、柔軟な発想と大胆な施策の実行により、さらに踏み込んだ行政改革を進め、一層効果的で効率的な行政運営に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、平成 19 年 1 月に「北栄町行政改革プラン」を策定してから、第 2 期、北栄町行政改革審議会から頂いた提言、事業棚卸しを実施して頂いた提言をもとに策定した第 3 期までプランの見直しを毎年行ってきました。北栄町の行政運営の現状と昨今の社会情勢などを踏まえ、第 4 期プランを策定し、今後とも継続的・効率的な行政改革を進めていきます。

II 行政改革の必要性

国際化、情報化、少子高齢化が進む社会の中で、住民ニーズの多様化、高度化も進んできました。また、地方分権・地域主権・地方創生が推進される中、地域づくり、人づくりに基づいたまちづくりを進めるため、基礎的自治体である町、議会、町民、地域などの果たす役割と責任はととも大きくなり、それぞれの役割と責任が発揮できる行政運営が求められています。

一方、北栄町の財政状況は、公債費（借金）の負担が当面8億円程度で推移し、下水道や介護保険会計等への支出も増加しています。さらに、本町歳入の4割程度を占める地方交付税は、普通交付税の合併算定替が令和2年度で終了しました。北栄町の行政運営については、合併協議の中で効率的で十分な行政サービスを展開するよう調整が行われましたが、予想を上回る財政難と山積する行政課題に対応するには更なる改革が求められています。そのためには、行政サービスのあり方に留意しつつ、徹底した事務事業の洗い直しと事業効果を十分に考慮したうえで、厳しく施策の優先順位の選択を行い、必要性や住民ニーズ、緊急度などの観点から効果的で効率的な行政運営を推進することが必要です。

また、将来にわたって行政サービスの維持・向上をめざすため「スマート自治体」※1の実現に向けた取り組みも必要です。そのためには、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）※2を推進し、デジタル技術、データの利活用を徹底的に進めて、これまでの仕事のやり方を変えることで、職員一人ひとりの力を最大限に引き出していくことが重要です。

※1 人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければならない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体。

※2 Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。（総務省「自治体DX推進計画」より）

Ⅲ 行政改革の基本理念

行政は、地域・人材・財源・施設などの、町が持っている有効な資源を最大限に活用しながら、住民福祉の増進に努め、効果的で効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

また、ますます多様化・高度化する町民のニーズに的確に応える町政を実現するには、行政主体の運営から、公共的な課題解決に対して行政、議会、町民、各種団体・企業等がもつそれぞれの役割と責任を共通認識し、対等の立場で行う「協働※3」による行政運営を目指していく必要があります。「まちづくりビジョン」は、中長期の課題とその解決に向けた方向性を明らかにするとともに、経済的な豊かさだけでなく、町民の心の豊かさを実感できるまちを目指し、町民と協働して町の発展に取り組むための町政運営の指針であり、本町はこれを羅針盤として行政運営を進めていきます。行政改革プランは、まちづくりビジョンに掲げる町の将来像を実現するためのPDCAサイクル※4の中心と位置づけ、予算編成、事業評価にも活用できる一体的なものでなければなりません。

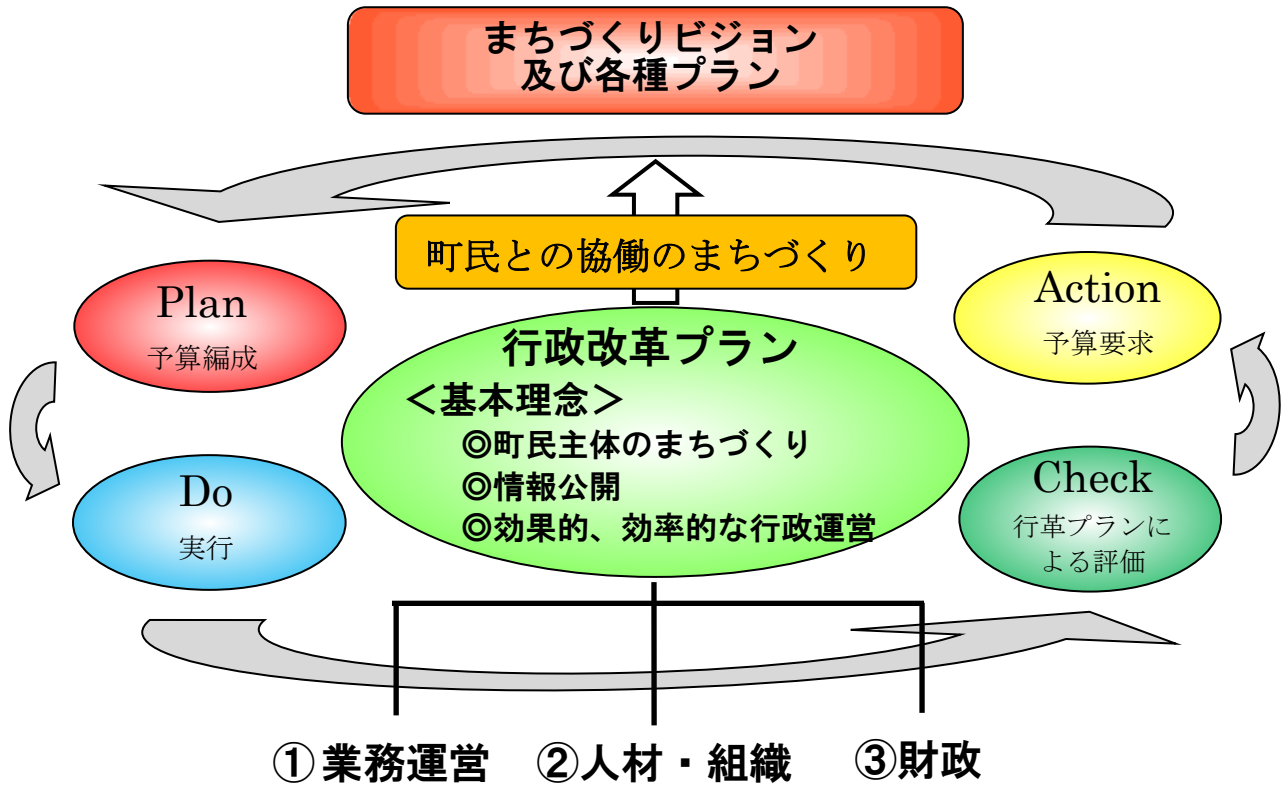
協働による行政運営を進めるには、町民との信頼関係を築くことが欠かせません。行政が持つ情報を積極的に公開するという姿勢を示し、町民への説明責任を果たすことによって納得性が生まれ、信頼関係が築かれていきます。これまで以上に行政の透明性を高めていくことが大切です。

また、行政改革は、歳出カット、定員抑制、組織機構の統廃合などといった縮み志向だけでなく、削減した経費を新たな分野に投入し、地域の活性化を図るという観点も重要です。より良いまちづくりを目指して活動する町民の思いと行動を受け止め、町民、団体、企業などが自ら行う取り組みについて、適正な関わり方をすることで地域の活性化に繋げていくことが必要です。そのためには、改革を担う職員の意識改革と資質向上により行政の質を高め、低いコストでより良い行政サービスを提供することや、地域の状況や町民の思いと行動を適切に受け止め、町民の信頼を得ながら行政改革に取り組む職員を育成していくことが重要となります。

これからの行政運営のあり方について、本町の目指すべき方針として、町民主体のまちづくり・町民との協働のまちづくりを基本としたうえで、3つの視点 ①業務運営 ②人材・組織 ③財政 を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ構造的な改革をなお一層進めていくこととします。

※3 町民等が責任（権限）を持ち、町民等と行政が対等な立場で物事を進めていくこと。

※4 Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）のプロセスを順に実行することにより、継続的な業務改善を推進する政策サイクル。



IV 行政改革におけるまちづくりの基本姿勢

町民主体のまちづくり・町民との協働によるまちづくり

地方分権時代において、限られた財源で住民満足度を向上させるには、町民のニーズにあった政策を的確に展開することが必要です。

これまで自治会に対しては、運営補助、施設補助等や直接自治会の意見を聴く自治会長会などを開催し支援・連携を図ってきました。しかし、ボランティア団体等に対しては、育成のための積極的な支援が行われてこなかったといえます。

いうまでもなく、町民がまちづくりの主役であるというのが自治の原点です。地域の課題に対して、自治会やボランティア団体等が果たす役割が増大しており、これらと連携し、支援することが重要です。

また、今後特に重要となるのは、自治基本条例※5に基づいて町民や団体等の町政への積極的な参画を進めることです。行政は支援体制を持ちつつ、町民等と行政の役割分担や責任を明確にし、共通認識をもちながら対等なパートナーとして積極的に連携・協力できる仕組みづくりを構築し、協働によるまちづくりを推進していきます。そして、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の公正、透明性の向上、説明責任の明確化を基本とした信頼性・納得性の確保に努めます。

行政改革を効果的に進める上で、町における行政と町民の関係性について時勢にあった認識が必要です。まちは「町民との協働によるまちづくり」を推進する場合、行政サービスの内容を協働で行うべき内容かを精査をする必要があります。行政サービスによっては、行政と町民の関係性が協働ではなく、参加※6や支援※7の関係になるものもあることに十分留意し、町民の理解を得ながら行政サービスの見直しを進めることが重要です。

基盤づくりの視点
1. 仕組みづくり
2. 自治会等との連携
3. 情報の提供

※5 まちづくりの基本理念を明らかにして、町民参加に必要な情報を共有し、積極的にまちづくりに参画できるよう町政運営の基本的な考え方、仕組みを定めたもの。(平成19年4月1日制定)

※6 町民がいろいろな形で参加して、その意見を取り込んで物事を進めること。

※7 行政が町民の行うことに対して、財政、制度、人などの支援を行うこと。

V 行政改革の視点

① 業務運営——業務運営の見直し

町民にとって効果的で満足度の高い行政サービスを提供するためには、限られた財源の中で効率性、経済性を追求した事業を展開することも必要です。

これまでは予算編成時に業務運営の見直しを行ってきましたが、それはあくまで一部においてであり、また目的が予算編成のための部分的な見直しに限られていました。本プランをまちづくりビジョンに掲げる目標の達成に向けたPDCAサイクルの中心とし、予算編成～事業評価までの事業見直しを一体的に取り組むための手段として活用することが重要です。今後も、全庁的に事務事業の見直しを行い、町民、企業、行政、諸団体が果たす役割分担を見直すとともに、他の自治体の成功事例や民間の活力、ノウハウを積極的に導入し、可能な限り民間委託、PFI※8などを進めます。

補助金、負担金、委託料等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を精査し、基本的な考え方を確立するとともに、廃止、縮小、統合、拡充等の見直しを引き続き行います。

公共施設については、経営感覚を持って運営することが必要です。個々の施設について管理運営体制を点検し、また、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき統廃合を含めた各施設の管理を行い、民間委託等を検討するなど効果的で効率的な運営を行います。また、行政の効率化、行政と町民との協働の推進、町民の利便性の向上、町民に開かれた町政の実現を図るため、ICT化をさらに推進します。

効率化が過度に重要視され、効果のある事業でも見直しを求められる場合があります。町民及び町にとって効果のある業務については、十分に必要性を検証したうえで、どうすれば継続できるのか、改善できるのかなどの判断も併せて求められます。廃止等の判断をせざるを得ない場合は町民に対して十分な説明が必要です。

改革の視点
1. 事務事業の見直し
2. 補助金等の見直し
3. 負担金の見直し
4. 施設の統廃合

5. 指定管理者の導入、民間委託の検討
6. 事務事業へ達成目標の設定
7. 外部団体の事務局の返還
8. 職員提案による事務等の改善
9. 事業仕分けの実施
10. 電子申請の導入

※8 PFIとは、施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金・技術力・効率的な運営ノウハウを活用する仕組み。(Private Finance initiative の略)

②人材・組織——人材の育成と組織機構の整備

政策・施策を着実に実行し、質の高い行政サービスを提供するためには、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織・機構を絶えず見直すことが必要です。

現行の組織を検証し、簡素で効果的・効率的な、また、町民にわかりやすいものに改編を進めています。現在は室を基本としたスタッフ制で職務に従事しており、更に様々な課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、プロジェクトチームなどの横断的な組織も活用します。

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、それを担う人事制度の改革が不可欠です。コスト意識やスピード感などの経営感覚を備え、常に現状に対する危機意識を持ち、行政改革を自らの問題として認識するよう職員の意識改革を促すシステムづくりを進めます。

これまでの人事制度を見直し、職員の実績や能力を有効に生かすことに重点をおいた人事、給与制度の構築を図るとともに、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実や導入した人事評価制度を活かして、地方分権時代にふさわしい人材育成に努めます。また、職員の町民と関わる意識、コミュニケーション能力、対応力も重要であり、町民に信頼されるために必要な人間性の向上についても育成に努めます。

組織として最大限の能力を発揮するためには、組織改革等と併せて、職場環境や行動様式を見直す必要があります。職員が安心して職務に専念し、最大限に力を発揮で

きる仕組みづくりを進め、常に職員の間で改革の方向性や取り組むべき仕事を共有し、組織が一丸となって改革に取り組める組織風土をつくります。

改革の視点
1. 定員適正化計画の策定
2. 人材育成方針の策定
3. 組織機構の見直し
4. 職員研修の充実
5. メンタルヘルス対策の充実

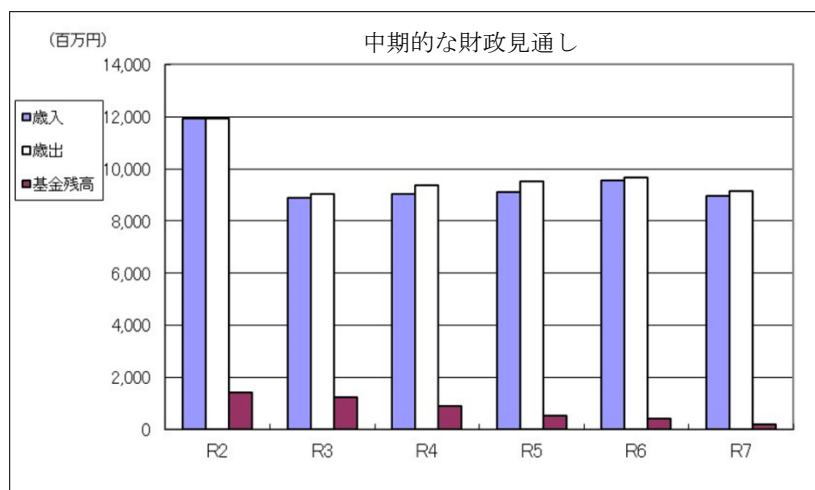
③財 政——持続可能な財政基盤の確立

令和2年度で普通交付税の合併算定替が終了し、今後ますます厳しい財政状況となる中、限られた財源を様々なニーズに迅速、的確に配分し、町民の暮らしを将来にわたって支え続ける持続可能な財政力が求められています。従来の経済成長を前提とした行政の取組みでは、財政力と住民ニーズとのかい離が顕著であり、財政力をもってこの格差を埋めていくには限界が生じています。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を確保しつつ抑制に努め、必要な行政サービスや新たな行政課題に対応できるように、中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を行います。

「最小の経費で最大の効果をあげる」という経営の原点に

立ち、人件費を含めた総コストの点検、事務事業の評価・見直しを行い、真に必要な施策の選択と重点化を進めます。歳入の面では、適切な負担に応じた税、使用料、手数料等の設定や、地域の活性化につながる収益事業などによる自主財源の確保に努めます。また、町民負担の公平性の観点から、納税義務者や課税客体の適正な把握に努め



るとともに、収納率の向上、滞納対策を強化します。

財政運営の透明性を高め、町民の町財政への理解を深めるため、予算・決算をはじめ町の財政状況や財政計画、財務書類などを積極的かつ分かりやすく公表します。

改革の視点
1. 財政計画等の作成
2. 予算説明書の作成
3. 徴収・滞納対策の強化
4. 使用料等の見直し
5. 財産処分の検討
6. 企業誘致の推進
7. 入札の工夫
8. 新たな税外収入の検討

VI 行政改革の推進体制

① 全庁をあげた取組み

行政改革というと、ともすれば行政内部の特定の部門において検討されるだけでしたが、全職員が本プランの趣旨、内容を十分理解したうえで、改革を所管する部署が中心となって、他プランとの整合性に留意しながら取り組む必要があります。

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員の役割が極めて重要であり、職員提案制度などの活用により、職員一人ひとりが行政改革に参画するという意識改革も進めるものとします。

② 町民の意見反映

この計画に掲げる項目の推進については、まちづくりの主体者として役割のある議会や町民からの意見や助言を受けながら行います。職員は真に必要な行政サービスを把握するため信頼関係を構築し、取り組みを絶え間なく進めます。その結果、変更の必要が生じたときは、適宜修正を加えます。

③ 改革の進捗状況の公表

毎年、各課長を中心に自己点検・見直しを実施するとともに、取組事項の達成に向けて行政改革推進本部が中心となりプランの進捗管理を行い、PDCAサイクルに基づいた見直しを着実かつ積極的に推進していきます。その進捗状況を広報紙やホームページ等を通じて町民のみなさんに報告し、改革を推進します。

VII 行政改革プランの実施期間

行政改革への取り組みは、永続的に進めていく必要がありますが、行政改革プランは平成18年度から平成22年度までを第1期計画期間、平成23年度から平成27年度までを第2期計画期間、平成28年度から令和2年度までを第3期計画期間、令和3年度から令和7年度までの5年間で第4期計画期間とし、プランを毎年見直ししながら、継続的・効果的に行政改革を推進するものとします。

VIII 具体的な方策一覧

まちづくりビジョンにある「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまち」の実現に向けて、持続可能な行政であるため行政改革を進めます。その基盤となる「町民主体のまちづくり・町民との協働によるまちづくり」と3つの視点について具体的な方策を進めます。

① 町民主体のまちづくり・町民との協働によるまちづくり

地方分権により地方の時代が到来し、自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かしたまちづくりの推進が必要です。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、町民や自治会、NPO、ボランティアなどの団体が同じ目的のために行政と対等の立場で協力して共に働く、すなわち「協働」が必要です。町民、各種団体が町政へ主体的に参画できる仕組みづくりを構築するとともに、行政サービスが、地方自治において「協働」「参加」「支援」など、適正な関わり方で取り組まれるよう役割分担の検証も進めます。

また、連携のためには、情報の早期周知と共有が重要です。町的意思決定を早める方式や、迅速で幅広い情報提供の手段について検討します。

重要施策の意思決定については、施策(案)の段階から意見収集できる体制を整えます。

基盤づくりの視点	第4期取組項目		頁
1. 仕組みづくり	1	男女共同参画の推進	16
2. 自治会等との連携強化	2	自治会等との連携強化	17
3. 情報の提供	3	行政情報の充実	18

② 業務運営の見直し

行政を取り巻く環境が変わり、厳しい財政状況の中で、いかに町民の付託に応えることができるかが重要な課題です。従来型の行政サービスを維持していくことが困難になっており、行政サービスの質、量、いずれの側面からも大胆な事務事業の再編整理を行う必要があります。

本来行政が担わなければならない領域を放棄することがないように注意しながら、本プランや各プランを見直していくことによって、効果のある事業の選択、継続、拡充、また重複施設の削減、合併によるスケールメリットの具現化など、廃止、縮減するべきところは見直すといった姿勢で説明責任を徹底し事業の再編整理を進め、真に必要な行政サービスを続けていける方策を検討します。また、事務事業、補助金、施設の管理等の業務運営を見直します。

改革の視点	第4期取組項目		頁
1. 事務事業等の見直し	4	経常的な経費の削減	19
	5	個別事業の見直し	19
2. 補助金等の見直し	6	個別補助金の見直し	25
3. 負担金の見直し	7	負担金の適正化	27
	8	個別負担金の見直し	28
4. 施設の統廃合	9	類似施設の統廃合	29
5. 指定管理者の導入 民間委託の検討	10	内部監理業務・庶務業務にかかる 包括委託の検討	30
6. 事務事業へ達成目標の設定	11	事務事業へ達成目標の設定	30
7. 外郭団体の事務局の返還	12	外部団体の事務局の返還	31
8. 職員提案による事務等の改善	13	1課1事務改善運動の実施	32
9. 電子申請の導入	14	電子申請の導入	33
10. デジタル技術の導入	15	AI・RPAの導入	33
	16	こども園ICT化	34

③ 人材の育成と組織機構の整備

地方分権の進展で、自らの創意工夫による魅力的で個性あるまちづくりが求められています。行政改革を町民の共感と理解を得ながら円滑に推進するためには、各職員が危機意識を共有し改革の必要性を認識したうえで、組織全体で総力をあげて取り組むことが必要です。

スリムで柔軟に対応できる行政運営組織に見直し、質素で機動力があり、組織的に取り組める体制・機構を目指します。行政の主体を担う職員として行政サービスの推進及び町民等との関わりは非常に重要であり、人材育成基本方針に基づいて、専門的かつ高度な行政ニーズに対応できるような能力の開発を推進するとともに、町民の思いと行動を受け止める能力を持つ職員の形成が重要となっています。

また、専門性の高い業務における有資格者等の人材確保も必要に応じで取り組みます。

改革の視点	第4期取組項目		頁
1. 定員適正化計画の策定	17	定員適正化計画の策定	35
	18	民間委託の推進	36
	19	人件費の削減	37
2. 人材育成方針の策定	20	人材育成方針に沿った人事諸制度の改革	37
3. 組織機構の見直し	21	組織機構の見直し	40
	22	プロジェクトチームの活用	41
4. 職員研修の充実	23	職員の育成	41
5. メンタルヘルス対策の充実	24	メンタルヘルス対策の充実	42

④ 持続可能な財政基盤の確立

令和2年度で普通交付税の合併算定替が終了するなど、今後ますます厳しい財政状況となる中、一般会計、特別会計を通じた持続可能な安定的財政基盤を確立することが喫緊の課題になっています。このような状況下では、②で掲げた歳出削減・業務見直しといった縮減策だけではなく、積極的に歳入の確保に努めることも重要です。

今まで予算編成、行革、決算時にそれぞれで検証を行っていましたが、各場面において本プランを活用し、事務事業のPDCAチェックを予算から決算まで一体的に行い、予算編成については、限られた財源のなか優先順位を付けて、真に必要な行政サービスの選別を行います。

また、自主財源の確保及び税負担の公平性の確保のため、状況の変化に応じ滞納整理手法の見直しを行いながら町税滞納整理を強化するとともに、口座振替等による徴収事務の効率化を推進します。受益者負担金の適正化、財産処分、企業誘致の推進など歳入増につながる取り組みも積極的に推進します。町のにぎわいや活性化につながる収益事業についても検討を進めます。入札については制度の工夫、検査の工夫などを行うことにより、公平性を保ちつつ経費の削減を目指します。

改革の視点	第4期取組項目		頁
1. 財政計画等の作成	25	計画的な財政運営	43
	26	分かりやすい財政状況の報告	43
	27	健全財政への取り組み	44
2. 予算説明書の作成	28	実施事業の分かりやすい説明	45
3. 徴収・滞納対策の強化	29	多様な納付方法の導入	46
4. 使用料等の見直し	30	使用料・手数料の見直し	46
	31	賃借料の見直し	47
5. 財産処分の検討	32	財産処分の検討	48
6. 企業誘致の推進	33	企業等の誘致の推進	49
7. 入札の工夫	34	競争性のある入札制度への改革	50
8. 新たな税外収入の検討			50

① 町民との協働によるまちづくり

1 仕組みづくり

町民の参画と協働を進めるために、制度の浸透と更なる仕組みづくりに取組みます。

特に、家庭・地域において男女の個性や能力が発揮できるよう男女共同参画の浸透に取り組ま
す。

【目標達成状況】

◆第1期

◎協働を進める仕組みづくりの導入

町政運営の方針や住民参画の手法などまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条
例を策定する。H19. 4. 1 自治基本条例施行

◎住民参画手続の制度化

自治基本条例に住民参画の手続（パブリックコメント、審議会委員等の公募、町民からの
要望・苦情への対応等）について盛り込む。

H20. 10. 1 北栄町住民投票条例施行

◆第2期

◎第2次北栄町男女共同参画基本計画策定

◆第3期

◎第3次北栄町男女共同参画基本計画策定

<提言>

*家庭地域における役割分担及び意識の柔軟化への取り組み

*講演会・研修・啓発への男性参加の促進

*自主運営をしている組織・団体の役員構成比の把握

No. 1		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		男女共同参画の推進				
ビジョン体系		4 誰一人取り残さない まちづくり	4 男女共同参画社会 の推進	1 男女共同参画社会の 環境整備		
取組目標		男女共同参画基本計画に沿った取り組みによる男女共同参画社会の実現。				
取組効果		女性も男性も互いに人権を尊重して個性と能力を発揮できる社会づくりにつながる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		・3次計画の 実行 ・4次計画の 策定	4次計画の実 行	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	234				
	決算					
課題		男女共同参画に対する正しい認識を深めていくために、継続した取り組みが不可 欠。				

2 自治会等との連携

協働のためには連携が必要です。自治会、ボランティア等の役割を踏まえ「協働」「参加」「支援」の関係に基づいた連携強化を図ります。また、まちづくりに主体的に関われる自主的な団体の育成支援を行います。

【目標達成状況】

◆第3期

◎自治会などの自主的なコミュニティ活動の活性化を図るため、人的、財政的な支援を行う。
コミュニティ助成事業による支援。 H28年度由良宿1区自治会（15,000千円）

<提言>

- *5つの採択基準が達せられているかを報告書で確認すること
- *募集方法の見直しを検討すること
- *計画財務状況について、詳細に裏付けの確認を行うこと
- *貢献度が高い事業については期間終了後も支援を検討すること

No. 2		担当課	企画財政課・総務課		区分	継続
取組項目		自治会等との連携強化				
ビジョン体系		5 人と人とのつながりを育むまちづくり	1 地域活動・まちづくりへの参画推進	1 協働活動の推進		
取組目標		自治会などの自主的なコミュニティ活動の活性化を図るため、人的、財政的な支援を行う。				
取組効果		町民参加による地域づくりにつながる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		支援団体数 6団体	・地域の自立活性化補助金による支援 ・コミュニティ助成事業による支援	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	8,700				
	決算					
課題		地域の自立活性化交付金について、HP への活動団体の紹介などフォローアップも検討。				

3 情報の提供

連携のためには、情報の共有が必要です。ホームページ・広報等様々な伝達手段を活用することで情報の提供を徹底し、より円滑なコミュニケーションを図ります。

【目標達成状況】

◆第1期

◎全町放送方式の統一

時差なく町民に情報を周知するため、全町に向けた放送方式の導入を進める。

H20年度工事完成

◆第2期

◎ICTの充実

町営伝送路のFTTH化を図り、町内統一のブロードバンドインフラを整備する。

◆第3期

◎ホームページのリアルタイム化など情報発信の強化

フェイスブックなどのSNSの活用。ドローンの導入。 H28年度

<提言>

※光ファイバーネットワーク施設の維持管理について民間委託を検討すること

※3町が歩調を合わせて利活用の検討を進めること

⇒現状では民間委託は困難。3町が歩調を合わせて利活用等の検討を進めていく。

No. 3		担当課	企画財政課・各課	区分	継続	
取組項目		行政情報の充実				
ビジョン体系		5 人と人とのつながりを育むまちづくり	1 地域活動・まちづくりへの参画推進	2 開かれた町政運営		
取組目標		広報誌、ホームページを見やすいように工夫。また、ホームページのリアルタイム化と併せて、北栄町の文化・観光面の紹介ができるようホームページの内容を充実させ、SNSも活用する。検索されやすい言葉の使用にも心がける。				
取組効果		町民が町政に関心を持ち、まちづくりに参画しやすい環境をつくる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		・ 広報専門員、国際交流員の配置 ・ HP、SNS、ドローン、動画配信、外国語発信の活用と充実	⇒	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	5,094				
	決算					
課題		町民アンケートの結果を誌面に活かす必要がある。				

② 業務運営の見直し

1 事務事業等の見直し

事務事業については、これまでも予算編成時に経常的な経費を削減することに努めてきました。今後は各課において課長が中心となり、予算編成時だけではなく年間を通じて、事務事業についてPDC Aサイクルのもと、データの検証・自己点検・見直しを継続的に実施していくこととします。

(ポイント)

- ア 必要でなかったり、目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 国や県が示す基準やガイドラインが町の実情にあっていなかったり、必要性がないにもかかわらずガイドラインどおり実施したりしていないか。
- ウ 本来は事業実施者の責任において行うべきことに対し、指導・関与していないか。
- エ 本来は民間が行うべきものについて、漫然と実施していないか。
- オ 社会・経済状況が変化したにもかかわらず、漫然と実施していないか。
- カ 新しい手法の導入等により、事務を省いたり、安価で実施することはできないか。
- キ その他

No. 4		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		経常的な経費の削減				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		各課長を中心に自己点検、見直しを実施する。				
取組効果		経常経費の削減により、歳出の削減及び政策的経費への予算配分が可能となり、後年度にも効果が期待できる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		<ul style="list-style-type: none"> ・行革プランの進捗管理 ・R4 予算編成時に必要な削減方針を各課に提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・行革プランの実行 ・予算編成時に必要な削減方針を各課に示して精査 	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題		普通交付税の一本算定が始まる令和3年度以降に向けた取り組み				

No. 5		担当課	各課	区分	継続
取組項目		個別事業の見直し			
取組内容		個別の事務事業について再編整理を進める。			
これまでの取組実績		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水終末処理場の維持管理日数の減 (H22 包括的民間委託実施) ・ 河川の水質検査 (2級河川の検査) の廃止 (H21) ・ 交通指導員の費用弁償の見直し (半額弁償制度の導入) (H18) ・ 町政モニター制度の廃止 (H18) ・ 北栄町魅力発見ツアーの廃止 (H19) ・ はり・きゅう・マッサージ事業の見直し (H20) ・ 敬老祝慶でダイヤモンド婚事業を廃止 (H20) ・ 人権教育推進補佐員の廃止 (H18) ・ 東亀谷集会所事業を隣保館に統合し、集会所を閉鎖 (H19) 			

- ・ 小地域懇談会の準備会議の回数減 (H19～H22)
- ・ 地区進出学習会の北条・大栄地区の回数統一 (H19～H21)
- ・ 人権フォーラム事業を人権教育講演会に集約 (H18)
- ・ 職員給与・出張旅費を全員口座振り込みに (H20～H22)
- ・ 期日前投票所を大栄庁舎1箇所とする (H19)
- ・ 投票箱の複数設置により開票時間を短縮する (H19)
- ・ 選挙ポスター掲示場の数を見直す (H19)
- ・ 下水処理で発生する汚泥の処理費を北条大栄で統一する (H20)
- ・ 住民票等を発行する窓口で税証明をあわせて発行 (H19)
- ・ 緊急通報装置(独居等宅設置)の新規設置はしない (H21)
- ・ 外出支援サービス事業の料金体系を距離制に見直す (H21)
- ・ いきいきサロン事業について自治会の運営自立を促す (H21)
- ・ 松くい虫被害により新植する抵抗性松を新品種に変更 (H21)
- ・ 町が支払う電気料金を口座引きに移行 (H21)
- ・ スポーツ行事について町民主体、企業協賛で実施を検討 (H21)
- ・ 教育相談員制度を廃止 (H21)
- ・ 固定資産税の課税明細と納税通知を同時送付し経費削減 (H22)
- ・ 告知機等の修理代を個人負担に (H26)
- ・ 生きがい活動支援通所事業の対象を精査する (H24)
- ・ 文化会館等で実施の文化事業について、参加者に応分の負担を求める。また、参加者の少ない講座は廃止する (H27)
- ・ 選挙の立会人について、登録制にし、選任の事務を軽減する。(H24)
- ・ 選挙の立会人について、3人を2人とする (H23)
- ・ 中部市町で病後児保育を行っているが、負担割合が「入所定員」で不合理。利用者割を取り入れた方式とする (H23)
- ・ 電話予約による証明書発行について、期間を1週間程度まで広げ、サービス向上を図る (H23)
- ・ 母子会に原資を貸付、無利子貸付制度の運用を行っているが、父子や会員外が利用可能な制度に見直す (H26)
- ・ クロスカントリー大会を廃止 (H24)
- ・ 5月上旬に一括して納税者に通知している町税等口座振替領収済通知書を廃止 (H25)
- ・ 障がい者相談員の削減(4名⇒2名) (H25)
- ・ 議会事務局職員体制の見直し正職員3名⇒2名(1名臨時職員) (H25)
- ・ 地区学習会事業を人権学習会のみとし、実施回数を削減 (H25)
- ・ 北条文化会館を廃止し、地元自治会に譲渡 (H27)
- ・ 大野児童館を廃止 (H27)
- ・ 生活相談員を廃止し、人権相談員を配置(2名⇒1名) (H24)
- ・ 公共汚水桝の新設は申請者が設置する (H25)
- ・ 町有牛廃止 (H28)
- ・ 菜の花プロジェクト事業を廃止 (H28)
- ・ 農地利用支援事業を廃止 (H28)
- ・ 町有地売却業務を民間に委託 (H28)
- ・ 生活習慣病予防事業の予防啓発、結果のフィードバックを行い、意識付けを図るよう改善 (H30)
- ・ 北条農村環境改善センター 公衆無線wi-fiを整備 (H30)
- ・ 大栄農村環境改善センター 未使用の2階トイレを撤去し、部屋を拡張 (R1)
- ・ 荒廃農地等利活用促進事業を終了 (R1)
- ・ 小学校県診断テストを廃止 (R1)
- ・ 電算処理事業 10町村でクラウド構築 (R2)
- ・ 北栄アグリフォーラム事業を廃止 (R2)
- ・ 食と農の魅力支援補助金を改正 (R2)
- ・ 自治会等地域ボランティア学習事業の見直しと名称変更 (R2)
- ・ 公民館講座事業 アンケート結果を踏まえて土日の日中に講座を開催 (R2)

		・民芸実習館事業について、提言事項を達成 (R3) ・しっかり守る農林基盤整備事業について、提言事項を達成 (R3) ・人権教育推進・啓発協議会事業について、提言事項を達成 (R3)					
実施項目 (単位：千円)	担当	R2 まで	年度別取組内容等				
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
5-04 電算処理委託事業について改善を行うこと <提言> ・共同利用の研究に努め、セキュリティ強化、経費削減を図ること (理由：キ)	総務	10 町村でクラウド構築	自治体 DX 推進で情報システムの標準化を実施	研究の実施	⇒	⇒	⇒
5-05 北条農村環境改善センター管理事業について改善を行うこと <提言> ・幅広い利用方法の検討をすること (理由：キ)	総務	公衆無線 Wi-Fi、空調設備更新	主にコロナウイルスワクチン接種会場として内部活用	・公共施設総合管理計画に基づく類似施設統廃合検討 ・設備整備の充実による利活用促進	⇒	⇒	⇒
5-06 町有財産管理事業について改善を行うこと <提言> ・不動産会社へ経費を支払ってでも売却促進を図ること ・更なる有効活用と売却、利活用について具体化すること (理由：キ)	企画	売却業務を民間委託	売却可能性の高い不動産の売却業務を民間業者に委託	・売却可能性の高い不動産の売却を宅建取引業者に委託する	⇒	⇒	⇒
5-07 大栄農村環境改善センター管理事業について改善を行うこと <提言> ・老朽化が目立ち他ホールへの流出が見られる。トイレなど施設内の整備を図ること (理由：キ)	総務	トイレの洋式化を検討	・和式トイレを洋式に改修 (2 基分) ・屋上防水工事の実施設計	屋上防水工事の実施	必要な整備の実施	⇒	⇒
5-08 交通対策事業について改善を行うこと <提言> ・町民への周知が不足している (理由：キ)	企画	公共交通再編実施計画に沿って再編実施	乗りあいタクシーチラシを R4.3 に全戸配布で該当自治体に配布	中部地域バスマップの作成、乗りあいタクシーの全戸 (該当自治会) 配布	⇒	⇒	⇒
5-12 介護予防事業 (いきいきサロン) について改善を行うこと <提言> ・社協と協働で自治会に働きかけ改善を行うこと (理由：キ)	福祉	自主運営を促すよう補助金の仕組みを変更	自主運営を推進 ※自主運営実施率 74%	自主運営を推進	⇒	⇒	⇒

<p>5-14 観光振興事業について改善を行うこと <提言> ・分析を行い、他産業との連携を深め全体として事業拡大されたい ・コナンだけではない観光内容の検討を行うこと ・一部民間委託の検討を行うこと ・PRと共に、町民の参加を促す策を検討し実行すること ・施設の修繕計画を作成すること (理由：キ)</p>	観光	<p>一部実施 ※マンガコンテンツに係る民間委託は不可</p>	<p>新規旅行プランの造成、町民の巨大迷路やふるさと館無料入場を実施。施設の修繕は、優先順位をつけ順次実施。</p>	<p>・ふるさと館入館者や町民へのアンケート調査結果から分析を行い、周辺施設等への送客により連携を深める。 ・観光協会と連携し、コナン以外の観光素材の発掘、磨き上げを行い、新規旅行プランを造成する。 ・町民の巨大迷路やふるさと館無料入場により、SNS等での拡散PRにつなげる。 ・施設の老朽化に伴う修繕は、優先順位を定め、年次的に実施する。</p>	⇒	⇒	⇒
<p>5-16 6次産業モデル支援事業(総合支援事業含む)について改善を行うこと <提言> ・町としてのビジョンを明確にすること ・商工会等との連携を強め、多角的な支援が出来るよう検討すること ・さらに周知に取り組むこと (理由：キ)</p>	産業	<p>一部実施</p>	<p>・農産物の加工を行う農業者が事業を実施中。 ・連携会議を開催し、町内6次化の動向を共有した。</p>	<p>・農産物を活用した加工品に加え、飲食店の新たなメニュー開発を支援する等、地域の魅力ある商品のPRし、ブランド化を推進</p>	⇒	⇒	⇒

				<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体による6次化連携会議を開催し、情報共有と効果的な対策を実施。 ・マスコミの活用やチラシ作成により周知する。 			
<p>5-19 畜産振興事業について改善を行うこと</p> <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他町村の取組も参考にし、連携を図るよう努めること ・事業設計の際には団体だけではなく、個人からも調査し町としての方向性の中で実施すること ・結果の提出、分析により事業の是非を検討すること（理由：キ） 	産業	町有牛廃止	関係機関と情報共有し、もつとも農家に有益な方法を検証	他市町の取組を参考にし、事業の必要性や事業結果、分析を関係機関と連携し効果的な方法を検討	事業の必要性、事業結果の分析	分析に基づき、事業の是非を検討	⇒
<p>5-20 教育力向上事業について改善を行うこと</p> <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズと実態の調査を行うこと ・事業ありきではなく、似た事業はないか確認し、無駄を省くよう努めること（理由：キ） 	教総	一部実施	教育行政評価中間評価に併せ、既存事業の必要性を再確認する作業実施	見直し後の事業実施	⇒	⇒	教育大綱、教育振興計画の見直しを踏まえ、各事業のあり方を整理
<p>5-21 人権学習事業について参加者が増えるよう改善をすること</p> <p><提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く「人権学習」であるならば、学校教育の中での実施を検討すること ・なぜ参加者が少ないのか分析し、参加者、保護者が求めていることを精査すること（理由：キ） 	生涯	町内すべての小中学校で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・3校延べ28人参加 ・地域ボラによる学習を7回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒世帯にチラシ配布し、参加者増 ・体験学習や地域ボラを講師とするなど、学 	⇒	⇒	⇒

				習会魅力アップの取組み ※人権尊重推進計画で定める施策事業			
5-24 公民館管理・運営・講座事業について改善を行うこと <提言> ・勤労者の利用が増えるような講座を検討すること ・中央公民館での子ども向け講座を検討すること（理由：キ）	公民館	一部実施	すべての講座を土日又は夜間開催	⇒	⇒	⇒	⇒

2 補助金等の見直し

補助金等についても、事務事業と同様、これまでのように予算編成時にのみ削減に努めるのではなく、今後は、各課において課長が中心となり、すべての補助金についてP D C Aサイクルのもと、年間を通じて自己点検・見直しを実施していきます。

また、補助金・負担金について基準を明確化しつつ総額の前年比△2%を削減目標とします。

（ポイント）

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく、画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 補助がなくても事業実施や団体運営が可能ではないか。
- カ 他団体や他事業に対し、不公平な補助になっていないか。
- キ その他

No. 6	担当課	各課	区分	継続
取組項目	個別補助金の見直し			
取組内容	すべての補助金について精査し、廃止又は真に必要な額とする。			
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北条たばこ組合補助金の廃止 (H22) ・ 担い手育成総合支援協議会交付金の廃止 (H20) ・ 和牛放牧経営体育成事業補助金の廃止 (H19) ・ 造林事業補助金の廃止 (H20) ・ 農業後継者養成奨学生補助金の廃止 (H18) ・ 地産地消推進補助金の廃止 (H22) ・ 町労務改善協議会補助金の廃止 (H21) ・ 町商工会街路灯組合補助金の廃止 (H22) ・ 北条砂丘土地改良区経営体基盤整備補助金の廃止 (H21) ・ 畑地担い手支援事業補助金の廃止 (H19) ・ 地域農業支援検討事業費補助金の廃止 (H19) ・ 合併処理浄化槽設置事業費補助金 (H20) 			

	<ul style="list-style-type: none"> 生活路線バス維持対策補助金の見直し (H18) 放課後児童クラブ運営補助金の傷害保険分補助の見直し (H22) 中学校リーダー研修補助金の廃止 (H19) 高齢者インフルエンザ予防接種助成金の見直し (H19) 側溝掃除時の土砂運搬車両補助 5000 円/台を廃止 (H19) 自治会集会施設整備補助金について新設、改造の補助金を廃止。(H21) 自治会運営費と防犯灯電気料金補助を統一し簡易な補助制度とする (H22) 納税組合補助金の廃止 (H22) 自立・活性化支援交付金の対象を自治会以外を認める制度に見直す (H22) スポーツ県外派遣補助について小中学生のみを対象とする。 外国人高齢者福祉給付制度を廃止 (H20) 資源ごみ改修補助のうち古紙補助を 3 円/kg に減額 (H21) 同和対策進学奨励金を H22 年度から新規の補助を廃止 (H22) 就職支度金の支給を H22 年度から廃止 (H22) 小・中学校 P T A 補助金を事業実施一部補助の制度に変更 (H21) 部落解放研究会育成補助金を廃止 (H22) 納税組合連合会補助金の廃止 (H22) 学校給食等地元味噌供給事業補助について味噌以外も対象とする (H22 廃止) 高齢者生活活動参加促進事業補助金の廃止 (H23) 修学旅行引率者補助金 (小・中学校) の見直し 高齢者住宅改良助成制度は県補助が終了したので廃止 (H23) 障害者住宅改良助成制度は県補助が終了したので廃止 (H23) 部落解放同盟補助金の使途を確認し、適切な補助額に見直す。(H23 廃止) 北栄町農業者年金友の会大栄・北条支部への補助金を削減する。(H26) 部落解放文化祭活動費補助金を廃止する。(H25) 農地流動化推進事業補助金を農地法を踏まえた制度に変更する (H24) いかだレース大会廃止 (H28) 地域改善対策負担軽減補助金 (H28、H38 年度までの債務負担とした) 現地課題チャレンジ試験補助金 町独自の課題解決のみ行うこととした (H28) 敬老会事業交付金事業を自主運営を促す制度に改善 (H30) 社会福祉協議会補助金を具体的積算根拠に基づく補助金に改善 (H30) 自治会総合交付金 空家被害対応などの支援活動も対象とした (R1) 町文化団体補助金 補助金の使途について指導 (R2)
--	--

実施項目 (単位：千円)	担当	R2 まで	年度別取組内容等				
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
6-11 現地課題チャレンジ試験補助金について改善を行うこと <提言> ・補助金の上限割合の設定を検討すること (理由：キ)	産業	一部改善	農業指導者連絡協議会で検証を行いながら実施	農業指導者連絡協議会で優先順位をつけて実施。補助金額は最低限となるよう協議会の中で検討。	⇒	⇒	⇒
6-12 土地改良区地元負担金軽減事業補助金について北条水系土地改良区発足による見直しをする <提言> ・この事業の成果はインフラ整備の実績ではない。具体的な生産性	産業	検討	受益者の負担軽減には効果がある	営農活動推進のため、地元負担の軽減、農業生産基盤の整備及び改良区の円滑	⇒	⇒	⇒

の向上（作業日数の削減、収穫量の向上等）を把握すること （理由：イ、カ）				な運営を念頭に、検討			
6-13 東伯土地改良区連合と両者合意形成を図り補助（国営東伯地区維持管理事業負担金）について検討する。（理由：キ）	産業	検討	関係機関と情報共有し、公平な負担となるよう協議	東伯土地改良区連合、県及び琴浦町とも連携を図りながら、検討。	⇒	⇒	⇒
6-16 成果還元活動費補助金について改善を行うこと <提言> ・活動実績が15団体と少ない。補助交付要件の見直しを検討すること ・「町文化団体協議会補助金事業」との関連性を再考すること （理由：キ）	公民館	活用を促進する取組みを実施	文化団体協議会総会時に周知するなど、機会をとらえて団体への呼びかけを実施	継続して活用促進を図る	⇒	⇒	⇒
6-17 町文化団体協議会補助金について改善を行うこと <提言> ・文化教室等、団体加入していない方々への発信を実施すること ・補助金の使途について、指導・監督を行うこと（理由：キ）	公民館	補助金の使途を指導	継続実施 R2年度分： 32,030円返還	補助対象経費を明確にするなどの指導を行う	⇒	⇒	⇒

3 負担金の見直し

補助金等の見直しと同様、次の手法によりすべての負担金について見直しを行います。

（ポイント）

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく、画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。
- オ 補助がなくても事業実施や団体運営が可能ではないか。
- カ 他団体や他事業に対し、不公平な補助になっていないか。
- キ その他

No. 7	担当課	企画財政課	区分	継続
取組項目	負担金の適正化			
ビジョン体系	6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進
取組目標	全国〇〇負担金、県〇〇負担金、中部〇〇負担金など、同じ内容の負担をしているものについて、必要性を検討する。会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。 ①県中部や東伯郡関係の負担金については合併により構成団体が減少しており、廃止を検討する。			
取組効果	歳出の削減を図るとともに、各種団体等の適正な運営を求めることができる。			

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等	予算編成時に、使途、繰越等の精査を実施	⇒	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算 決算	—			
課題	1つの自治体だけで「脱退」するのは困難な場合もある。				

No. 8	担当課	各課	区分	継続			
取組項目	個別負担金の見直し						
取組内容	会に対する負担金について、必要性を検討する。 負担金の使途、繰越金等を精査し適正な負担額に見直す。						
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 羽合消防署管内連絡協議会負担金の廃止 (H18) 国土調査推進協議会負担金の廃止 (H20) 県農林統計協会負担金の廃止 (H19) 中部地区全共委員会負担金の廃止 (H20) 商工観光振興連絡協議会負担金の廃止 (H18) 企業誘致促進連絡協議会負担金の廃止 (H18) 中部産米改良協会負担金の廃止 (H19) 日本砂丘学会負担金の廃止 (H19) 全国中山間地域振興対策中国四国支部負担金の廃止 (H19) 全国中山間地域振興対策協議会負担金の廃止 (H19) 中部道の駅祭り負担金の廃止 (H19) 日本対ガン団体会員負担金の廃止 (H19) 県体育施設協会負担金の廃止 (H19) 中部地域改善対策担当指導員設置負担金の廃止 (H21) 町原爆被爆者協議会負担金の廃止 (H19) 鳥取県鉄道利用促進協議会負担金の廃止 (H19) 保健センター連絡協議会負担金の廃止 (H20) 天神川水系水質汚濁防止連絡協議会負担金の廃止 (H20) 学校災害共済掛金負担金の見直し (H20) 県地域振興対策協議会負担金廃止 (H25) 子ども家庭育み協会負担金 (H24) 東伯地区指導農業士協議会負担金の人数割による負担割合への見直し (H28) 道の駅連絡会負担金は必要であるため、改革の対象としない。(R3) 						
実施項目 (単位：千円)	担当	R2 まで	年度別取組内容等				
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
8-07 部落解放中学3年生交流参加負担金 <提言> ・学習会参加者だけでなく、幅広い内容として町内2校での交流を検討すること ・参加者を増やす取り組みを検討すること ・参加者数なく、事業役割を終えているのではないかと(理由：キ)	生涯	検討	新型コロナの影響により中止	・チラシを配布し参加を促進 ※人権尊重推進計画で定める施策事業	⇒	⇒	⇒

4 施設の統廃合

合併により旧2町が所有していた類似施設が多数あります。合併による普通交付税の合併算定替えも終了し、厳しい財政状況となる中、今後すべての施設を維持・管理していくことは困難です。公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設の統合や廃止の検討を行います。

【目標達成状況】

- ◆第1期 H23 栄保育所を民営化
- ◆第3期 H29 庁舎統合を実施

No. 9	担当課	各課	区分	継続				
取組項目	類似施設の統廃合							
取組内容	スポーツ施設など類似施設があるが、老朽化も進んでおり、修繕費もかさんでいる。存続・廃止について検討する。							
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・由良・大誠・栄プールを廃止解体 ・福祉事務所の設置により福祉の拠点を集中させる。(H22) ・テニスコート2施設を廃止 							
実施項目 (単位：千円)	担当	R2 まで	年度別取組内容等					
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
9-01 希望の館の廃止 利用者が限られている。また老朽化が進み、改修には多額の費用が見込まれることから、解体撤去を行う。	産業	道の駅再整備計画に基づき解体	道の駅再整備に伴い廃止(解体)とし、解体実施設計着手(R3.10月)	解体工事	/	/	/	
9-02 体育館の廃止 町内に体育館10(学校施設を含む)を所有。財政的に継続活用は困難であり、2施設を廃止する。	生涯	状況により廃止	7/7豪雨により、勤労者体育センターの法面崩落及び体育館の雨漏りが常態化しているため、廃止を検討。	公共施設総合管理計画に基づき、大規模修繕が必要となった段階で廃止	⇒	⇒	⇒	
9-04 農業集落排水施設を公共下水道に接続し、汚水の一元処理を行うことで維持管理費を抑制する。	地域	検討	方針決定	実施設計	接続工事	⇒	供用開始	

5 指定管理者の導入、民間委託の検討

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、行政サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としたもので、町では、町のすべての公の施設について、指定管理者の導入について平成18年2月から検討を行っています。

町が直営で管理運営する事業・施設について、民間の活力を活用し、行政サービスの向上が図れるものについて、指定管理者制度や民間委託の導入を検討します。給食センターの民間委託については、安全な食の確保、地産地消を踏まえた検討を行います。

【目標達成状況】

◆第1期

◎ 指定管理者の導入

H19～3 施設導入（北条海浜広場、蜘蛛ヶ家山菜の里、レークサイド）

H22～レークサイド導入

H21 北条地区スポーツクラブと大栄地区スポーツクラブとの統合による職員体制の見直し

H22 大栄地区のスポーツ施設導入

◎ アウトソーシングの実施

H23～ 上下水道施設の民間委託（下水処理場の包括民間委託）

H26～ 給食センター調理部門を民間委託

◆第2期

◎ アウトソーシングの実施

H27～ 北条庁舎の総合窓口を民間委託

H30～ 大栄庁舎の総合窓口と庶務業務を民間委託

No. 10		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		内部管理業務・庶務業務にかかる包括委託の検討				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		アウトソーシングの拡充を行う。				
取組効果		トータルコストの削減が可能となる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		委託可能な業務に関して随時検討	必要に応じた委託業務の実施と経費削減効果の点検	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題						

6 事務事業へ達成目標の設定

毎年予算化しながら、事務事業の実施は年度末に行われるなど、実施時期が不明確であったり、予算に応じて過剰な事務事業の推進、未達成のままの事業が終了したりしていたものがみられました。予算編成時から、実施時期・目標を設定し、予算の有効活用を図ります。

No. 11		担当課	企画財政課・各課	区分	継続	
取組項目		事務事業へ達成目標の設定				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		事務事業に達成目標を設定し、進捗等について管理を行う。				
取組効果		PDCA サイクルを確立し、予算配分の適正化、町民への説明責任、職員の意識改革を図ることができる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		10/15 中間点 検を HP に掲 載	各課の課題と 目標を作成 し、点検を実 施する	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題						

7 外郭団体の事務局の返還

外部団体の事務局を明確な理由のないまま受け持っている例があります。団体に対し補助金を出しながら、その団体の事務局を担当し、会議の開催通知や会議の進行、団体の旅行先の選定・世話などの一切を行っている例も見られました。これらは、職員の負担になっているだけでなく、団体の自立の妨げになることから、例外なく見直します。

No. 12		担当課	各課	区分	継続
取組項目		外部団体の事務局の返還			
取組内容		外部団体の事務局事務を職員が行っているものについて、その団体の自立のため返還し、職員の事務を軽減する。			
これまでの取組実績		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村年金者連盟大栄町部会 (H19 返還) ・ 北栄町自衛隊父兄会 (H20 返還) ・ 北栄町交通安全母の会連絡協議会 (H20 返還) ・ 日本赤十字北栄分会 (H19 実施不可) ・ 北栄町女性団体連絡協議会 (H19 返還) ・ (社) 鳥取県緑化推進委員会北栄町支部 (H19 実施不可) ・ 北栄町農志会 (H19 返還) ・ 北栄町元気な村づくり推進会議 (H19 解散) ・ 北栄農業簿記の会 (H19 返還) ・ (財) 竹歳敏夫奨学育英会 (H19 実施不可) ・ 男女共同参画推進会議 (H20 一部実施、H21 返還) ・ 北栄町観光協会 (H27) ・ 精神障がい者家族会 (H26) ・ 北栄町大栄支部農業者年金友の会 (H30 解散) ・ 北栄町北条支部農業者年金友の会 (R1 解散) 			

実施項目 (単位:千円)	担当	R2 まで	年度別取組内容等				
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
12-04 農家民泊の推進 ・民泊推進協議会事務局 <提言> 平成28年度から研究会は自立させること	観光	検討	自立に向けて 継続協議	⇒	⇒	⇒	⇒

8 職員提案による事務等の改善

町民の視点に立った行財政運営のため、より一層の効果的・効率的な業務の執行が求められています。前例踏襲型になりやすい業務等の方法を、職員一人ひとりが常に問題意識をもった事務改善型の方法に改めていくこととします。

No. 13	担当課	各課	区分	継続				
取組項目	1 課 1 事務改善運動の実施							
取組内容	課の事務の執行方法を自主的に改める事務改善運動を行う。							
これまでの取組実績	H20～毎年実施 ・保育料本算定事務を6月から7月に変更することにより事務軽減を図る。(H24) ・口座振替情報受け渡しを全てオンライン化する。(H26) ・給与支払明細書をペーパーレス化し、紙・印刷・仕分けの手間を軽減する。(H26) ・全国農業新聞購読料の集金について、鳥取県農業会議が直接購読者から引き落とす方式に改善する。(H24) ・味覚めぐりの事務を北栄町観光協会に移管し、一体的な観光振興を図る。(H25) ・手書きで作成している年末調整控除報告書をエクセル化し、点検時間の短縮を図る。(H25) ・図書館ボランティア(無償)の活用(H23) ・ブックリサイクルを行い、購入費の削減と貴重資料の収集による付加価値の向上を図る。(H23) ・すいか・ながいも健康マラソン大会は熱中症のリスクが高いため、内容・時期を見直す。(H27) ・認知症の発症者を抱える家族の会について、職員で対応し、講師料の支払を廃止。(H30) ・一般会計から下水道特別会計への繰出金は基準内となっている。(H30) ・下水道事業特別会計を法適用企業会計に移行。(H30) ・施設個別計画の策定と併せて地球温暖化対策実行計画を改定(R2) ・管理職にタブレット端末を導入(R2)							
実施項目 (単位:千円)	担当	R2 まで	年 度 別 計 画					
			3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	
13-03 一般会計からの法定外繰入(赤字補填)に頼らない特別会計運営を行う。(国保)	健康	実施(基金積立)	収支現 行水準 の維持	継続的 に実施	⇒	⇒	⇒	
13-05 環境行政を町全体で推進する。 役場全体で地球温暖化対策実行計画(第3期事務事業編)を実行す	環境	公共施設 個別施設 計画と併 せて実行	R2 年度 結果 (H25 年 度比)	CO2 排 出量を H25 年 度を基	⇒	⇒	⇒	

る。		計画を改定	21.5%減) 主は電気排出 計数の減 (H25 年度 0.719→ R2 年度 0.561)	準として、R7 年度までに 30%削減する			
13-08 議会、課長会にタブレット端末を導入し、全庁的なペーパーレス化を図る。	議会・総務	R1 追加	議会タブレット (執行部と議員で資料共有) 導入	効果的な活用の検討	⇒	⇒	⇒

9 電子申請の導入

町民の生活の利便性、ペーパーレス化などに電子申請・決裁等のシステムを導入は有効な手段となっています。現在、システムは県内団体共同化によりシステムが構築されており、意思決定の迅速化の観点などから、利用できる様式を増やす取り組みを行います。

【目標達成状況】

◆第2期

◎電子決裁の導入 (H26)

No. 14		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		電子申請の導入				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		申請形態の多様化、迅速な申請事務及び効率化を図る。				
取組効果		手続きの簡素化、申請事務の効率化				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		職員研修参加 申請事務の追加	電子申請の事務追加の検討・追加	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	259				
	決算					
課題		費用対効果の検証とデメリットの解消				

<提言>

*電子申請についての検討を

10 デジタル技術の導入

職員が処理する事務作業を積みあげると多大な時間を要しています。その事務作業から解放し、より価値のある業務に注力すること、また、ベテラン職員の経験を AI 等に蓄積・代替することで職員の経験年数等に関わらずミスなく事務処理を行うなど、持続可能な行政サービスを提供するため、デジタル技術を導入し、活用します。

No. 15		担当課	総務課・企画財政課		区分	継続
取組項目		AI・RPA の導入				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		AI・RPA を活用し、業務の効率化を図る。				
取組効果		仕事のやり方を変えることで、職員でなければできない仕事に注力できることが期待される。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		3業務のRPA化を実施し運用を開始	導入できる業務の拡充を検討	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	1,397				
	決算					
課題		費用対効果の検証				

No. 16		担当課	教育総務課		区分	新規
取組項目		こども園 ICT 化				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		ICTシステム導入により保育記録作成等の事務処理を効率化・省力化する。				
取組効果		事務処理の効率化等により保育時間を充実させ保育の質の向上を図る。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		大誠こども園でシステム先行導入。他3園も年度内に導入。	ICTシステムの運用	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	2,231				
	決算					
課題		経費（時間外勤務予算）削減に留まらず、保育の質の向上まで効果を出せるか。				

② 人材の育成と組織機構の整備

1 定員適正化計画の策定

定員は、事務・事業の整理等や民間委託などと密接な関係にあり、行政改革を推進していく上でこれらと切り離して考えることができません。

定員適正化について、第1期（H17～）、第2期（H26～）と取り組んできましたが、第3期（R1～）に基づき、引き続き、必要な行政サービスの量と必要な職員数のバランスに考慮した定員管理を行います。

No. 17		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		定員適正化計画の策定				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		定員適正化計画の管理を行い、目標数値の達成に努める。				
取組効果		福祉や環境などにおいて業務量が増大すると見込まれるが、職員採用を退職補充とし、今後の職員数を令和元年度（4/1）の職員数 191 人と同数にする。				
年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
取組内容等		R3.4.1 193 人	191 人	191 人	192 人	191 人
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題		業務量の把握及び適正な職員数の把握				

■ = 参考 定員適正化計画（第3期）の概要 = = = = =

1 定員管理計画（第3期）

(1) 計画期間 令和元年度～令和5年度の5年間

(2) 数値目標

令和元年度の職員数 191 人を採用者数を平均化しながら可能な限り維持し、令和6年4月1日の目標を 191 人とします。

(3) その他

退職年齢が延長される議論が国で行われていますが、制度が未確定のため、表中の退職予定は 60 歳定年見込みによる数値にしています。

他団体への派遣した職員数の減、他団体からの派遣受け入れ職員数の加算はしていません。

区分	H29	H30	H31R1	R2	R3	R4	R5	R6
採用数	<u>11 人</u>	<u>10 人</u>	<u>10 人</u>	5 人	2 人	2 人	2 人	3 人
職員数	<u>185 人</u>	<u>188 人</u>	<u>191 人</u>	191 人	191 人	191 人	192 人	191 人
退職数	<u>7 人</u>	<u>7 人</u>	5 人	2 人	2 人	1 人	4 人	
年度末数	<u>178 人</u>	<u>181 人</u>	186 人	189 人	189 人	190 人	188 人	

※下線数値は計画策定前の実数

2 計画の管理等

(1) 計画の管理

現行職員数（令和元年度当初）を計画期間の職員の上限数と定め、採用は職員の年齢構成に配慮しながら退職者数と同数以下とし、目標数値の達成に努めます。

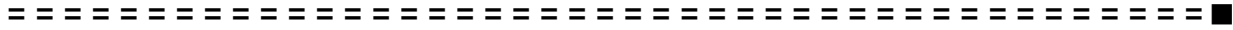
(2) 定員管理の視点

計画目標の達成を図るため、以下の視点も引き続き採用し、適正な定員管理を行う。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・事務事業の整理合理化 | ・事務の外部委託の推進 |
| ・指定管理者制度の活用 | ・組織の簡素効率化と職員の適正な配置 |
| ・事務改善と職員の能力向上 | ・事務積み上げによる適正人員の把握 |

(3) 計画の見直し

毎年、採用及び退職者を確認し、状況の変化等を踏まえた計画の見直しを行う。



【目標達成状況】

◆第1期

◎ アウトソーシングの実施

H23～ 上下水道施設の民間委託（下水処理場の包括民間委託）

H26～ 給食センター調理部門を民間委託

◆第2期

◎ アウトソーシングの実施

H27～ 北条庁舎の総合窓口を民間委託

H30～ 大栄庁舎の総合窓口と庶務業務を民間委託

No. 18		担当課	企画財政課・各課		区分	継続
取組項目		民間委託の推進				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		職員が行っている業務（例 窓口業務、企業会計事務等）で民間委託が可能な業務はアウトソーシングを行う。				
取組効果		民間企業のノウハウを生かしたレベルの高い窓口等のサービスが提供できる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		R3.9 委託契約更新時に、効果検証会議の結果をふまえて、コスト削減が困難な大栄庁舎窓口業務の委託を廃止	窓口・庶務業務の効果検証会議による点検と見直し	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	38,132				
	決算					
課題		委託実施業務の検証および見直し				

【目標達成状況】

◆第2期

◎ 臨時職員に要する経費の削減

臨時職員の期末手当を日額に含め、公平支給とするとともに事務軽減を図った。(H23)
健診の種類を少なくすることで、経費負担を抑制した。(H24)

◆第3期

◎ 電話交換業務の民間委託

H30～ 庶務業務に電話交換業務を含めて民間委託した。

<提言>

※電話交換業務について民間委託を検討すること

※臨時職員に要する経費の削減を図ること

No. 19		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		人件費の削減（会計年度任用職員に要する経費の削減）				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進	
取組目標		会計年度任用職員に要する経費の削減を図る。				
取組効果		会計年度任用職員の任用は適正な人員配置による任用とする。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		R2年度 187人 R3年度 191人 対前年+4人	必要性の検討 及び適正配置	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題		正職員の適正配置、会計年度任用職員の業務量の把握及び適正な職員数の把握				

2 人材育成方針の策定

優秀な人材を確保し育成することが重要になってきています。そのため、職員の能力や可能性を伸ばすために導入した人事評価制度を適宜見直し、有効な制度として確立します。

【目標達成状況】

◆第3期

◎ 人事評価制度の見直し

人事評価制度（能力評価）の見直し、評価プログラムの運用開始（R1）

No. 20		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		人材育成方針に沿った人事諸制度の改革				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進	
取組目標		北栄町人材育成基本方針を策定し、人事諸制度の改革を行う。				
取組効果		専門的かつ高度な行政ニーズに対応できる職員の養成				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		必要に応じて 方針の見直し	人材育成方針 の実行	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題		多様化する住民ニーズに対応できる職員の育成が不可欠。				

■ = 参考 = = = = =

人材育成方針の概要

「人材育成方針」の策定方針

1 総合的な人事制度への移行

《従 来》

- ・ 人事制度を人材育成に生かすという考え方が不十分であった。
- ・ 人事管理の中心となったのは、昇任、処遇等にかかる制度と運用であった。

《民間の現状》

- ・ 人的資源管理に基づく人事管理
→ 「事業の実行、組織運営にとって、人はその成否を左右する重要な資源」

《方 針》

- ・ どのような人材が必要なのか。
→ 職員の能力開発方法をどのようにするか。どんな人材を採用するか。
- ・ 職員の意欲を引き出し、意識改革をいかに図るか。
- ・ 組織の活性化をいかに図るか。

2 個人を尊重し、能力を伸ばす人事制度への転換

《従 来》

- ・ タテ型の組織 → 秩序と協調性の重視
↓
型にはまった行動様式や思考パターン = 重宝されてきた

《方 針》

- ・ 年功序列人事での処遇からの脱却
- ・ 職員の意欲と能力を引き出し、個性をもつ人材を育成
(個性あるまちづくりのために、個性ある人材が必要)

3 職員の行動指針となる育成方針の策定

・ どのような人材が必要とされているか、そして、自らどのように育っていくのか、職員に明確にわかりやすく示し、目指す「職員像」を明らかにする。

・ 「北栄町人材育成方針」の内容の骨子

1 人材育成方針の意義

2 人材育成基本方針の目指すもの

- ①総合的な人事制度への移行 ②個性をもつ人材をつくる
- ③職員の行動指針となるものに

3 どのような人材育成を目指すのか

- ③ 必要とされる「職員像」とは ② 「個性をもつ人材」の育成
- ③ 「町民に信頼される有能な職員の集団」の達成を目指して

4 北栄町の現状と課題

- ①組織運営と職場管理上の問題点 ②研修体制の問題点

5 人材育成の方策

- ①新たな人事制度の構築 ②目標管理制度の導入
③研修の充実 ④職場における環境づくり

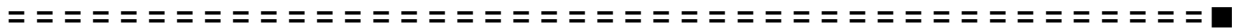
求められる職員像 ～提言より～

全ての職員に求められる資質

- ・小規模自治体ならではの町民と自治体との近さを踏まえた親近感、信頼関係を構築すること
- ・相談者に対して担当業務内容、制度等をわかりやすく提案、説明できること
- ・町民と話をする際、的確な要旨把握、意図の聞き取りができること
- ・必要な情報提供、助言の実施により住民生活・活動へ貢献すること
- ・自らの業務だけではなく行政サービスの担い手、地域の一員として自主的で積極的な取り組みを行うことが望ましい
- ・事業、イベント、取組みにおける的確な状況判断と機転の効いた対応を行うこと
- ・他の自治体、県、国などからの情報収集と連携した行政運営を行うこと

専門的で高度な資質

- ・法令や財務に精通し、創造的な政策の企画・立案ができること
- ・公共サービスにおける調整能力（コーディネーター・アドバイザー）を身につけること
- ・インターネット、パソコン等の熟知による的確な情報提供・情報発信ができること
- ・地域に責任を持った総合的な行政主体としての運営ができること
- ・地域・人材・財源・情報・施設などを生かすための調整・助言ができること



3 組織機構の見直し

事務事業を効果的、効率的に処理し、町民にわかりやすい組織の体制が求められています。課題に的確に対応できる体制に絶えず見直ししていくとともに、従来の縦割り組織にとらわれないプロジェクトチームの活用を行います。

【目標達成状況】

◆第2期

◎ 組織機構の見直し

- ・ 企画振興課⇒政策企画課（H23）⇒政策企画課、総務課（情報防災室）、産業振興課（観光戦略室）（H27）
- ・ 町民課⇒住民生活課（H23）
- ・ 生活環境課⇒地域整備課、住民生活課（H23）

◆第3期

◎ 組織機構の見直し

- ・ 産業振興課⇒産業振興課、観光交流課（H29）
- ・ 総務課（分庁窓口室）⇒北条支所（H29）
- ・ 税務課、住民生活課⇒町民課、環境エネルギー課（R2）

No. 21		担当課	総務課	区分	継続
取組項目		組織機構の見直し			
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進
取組目標		課の統廃合・見直しを継続的に行う。			
取組効果		課題に的確に対応し、町民に分かりやすい体制となる。			
年度		3年度	4年度	6年度	7年度 8年度
取組内容等		実績なし	必要に応じて見直しを実行	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—			
	決算				
課題					

【目標達成状況】

◆第2期

◎ プロジェクトチームの活用

- ・ 町 HP 検討委員会（H24）
- ・ 町有施設大規模修繕、改築計画策定委員会（H25）
- ・ 町有施設大規模修繕、改築計画策定委員会（H26）
- ・ 熱中症対策会議（H26）
- ・ 人口増に向けた取組 PT（H26）
- ・ 北条道の駅周辺整備活性化に向けた PT（H26）
- ・ 分庁総合窓口民営化推進協議会（H27）
- ・ マイナンバー庁内調整会議（H27）

◆第3期

◎ プロジェクトチームの活用

- ・ 若手職員 PT（H30）
- ・ 地域福祉計画策定作業部会（H30）
- ・ コナンオブライエン対応 PT（H30）

- ・まちづくりビジョン庁内PT (R1)
- ・RPA・AI 検討PT (R2)

No. 22		担当課	企画財政課・各課	区分	継続	
取組項目		プロジェクトチームの活用				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進	
取組目標		必要が生じたときはプロジェクトチームの活用を行う。				
取組効果		課題に対して迅速かつ的確に対応することができる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		必要に応じてPTを開催している	必要に応じてPTを編成し、各種課題に対応する	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題						

4 職員研修の充実

地方分権の推進や町民のニーズを的確に聞き取り、対応する職員が求められています。必要な知識を持つことはもちろん、その知識を最大の使命である行政サービスの提供に生かす能力を育成します。町民に信頼される対応力も身につける取り組みも行います。

自己啓発、職場内研修、職場外研修を充実し、幅広い見識と積極性を身につけた職員を育成します。

【目標達成状況】

◆第2期

◎職員研修の充実

- ・外部の研修へ派遣 (H23)
- ・独自研修実施 (H23)
- ・独自研修で階層別研修実施 (H26)

◆第3期

◎職員研修の充実

- ・独自研修の継続実施 (H28～)
- ・災害ボランティア参加促進 (H30)

No. 23		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		職員の育成				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1	行財政改革の推進	
取組目標		職員研修を充実させるとともに、ボランティア活動への参加促進を行う。				
取組効果		多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員となり行政サービスの向上につながる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		新型コロナの影響で例年並	職員研修の充実と参加促進	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	2,282				
	決算					
課題		多様化する住民ニーズに対応できる職員の育成				

5 メンタルヘルス対策の充実

近年、「うつ対策」をはじめとするメンタルヘルス※9対策の必要性が増大しています。職員の健康を阻害する様々な職場のストレスを軽減し、支援体制を作り、病気の予防や健康の維持増進を図ります。また、早期に発見して必要な援助や、病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行います。

【目標達成状況】

◆第2期

- ◎ **メンタルヘルス対策の充実**
 - ・ストレスチェックの実施 (H23)
 - ・復職時サポート (H23)

◆第3期

- ◎ **メンタルヘルス対策の充実**
 - ・衛生委員会の定期的な開催 (H28～)
 - ・復職支援体制の見直し (H28)
 - ・健康相談員の採用 (H29～)

No. 24		担当課	総務課	区分	継続	
取組項目		メンタルヘルス対策の充実				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		病気の発生を防ぎ、またかかってしまった職員の復職へのサポートを行う。				
取組効果		メンタルヘルスによる欠員を防ぐことができる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		・サポート継続中 ・研修実施予定	サポートの継続と発生を防ぐための職員研修の実施	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	18				
	決算					
課題		メンタルヘルス不全予備軍職員の増加、組織の支援体制の理解。				

※9 メンタルヘルスとは、一般的に「心の健康」と訳されている。心・精神（メンタル）、健康・保健（ヘルス）という意味。

④ 持続可能な財政基盤の確立

1 財政計画等の作成

厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を行うことが求められています。PDCAサイクルに基づいた予算を編成するとともに、中期の目標設定として財政計画を策定し、計画的な執行を行いながら、財政指標・状況をわかりやすく情報提供します。

【目標達成状況】

◆第2期

◎ 中期財政見通しの作成

- ・当初予算ベースで中期財政見通しを作成（H23～）

No. 25		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		計画的な財政運営				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	1 行財政改革の推進		
取組目標		中期財政見通しを作成し計画的な財政執行を行う				
取組効果		中期的な見通しを持つことにより、将来に対する備え、対策ができる				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		R3.9月末時点で中期財政見通しを修正	将来的な費用負担を可能な限り把握しながら、計画修正を随時行う	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題						

【目標達成状況】

◆第2期

◎ バランスシートの作成

- ・町会計全体において財務諸表を作成（H23）

◆第3期

◎ バランスシートの作成

- ・総務省が示す統一的な基準による財務書類を作成し公表（H29決算～）

No. 26		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		分かりやすい財政状況の報告				
ビジョン体系		5 人と人とのつながりを育むまちづくり	1 地域活動・まちづくりへの参画推進	2 開かれた町政運営		
取組目標		総務省が示す統一的な基準による財務書類を作成し、資産と負債の全体像を明らかにするとともに、財政状況を分かりやすく情報提供する。				
取組効果		統一的な指標による町の財政状況を周知することができる。また、行財政改革への活用も可能。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		R2 決算財務書類と分析資料を作成	財務書類と分析資料の作成	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	1,617				
	決算					
課題		早期に公表することが可能であるか検証する必要がある。				

【目標達成状況】

◆第2期

◎ 実質公債費比率の改善

・実質公債費比率 21.8% (H23) ⇒14.8% (H27)

◆第3期

◎ 実質公債費比率の改善

・実質公債費比率 13.0% (H28) ⇒12.8% (R2)

No. 27		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		健全財政への取り組み				
ビジョン体系		5 人と人とのつながりを育むまちづくり	1 地域活動・まちづくりへの参画推進	2 開かれた町政運営		
取組目標		実質公債費比率を改善する。				
取組効果		義務的経費である公債費が財政を圧迫している。この数値が下がることにより弾力的な財政運営が可能となる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		実質公債費比率のこれまでの推移や類似団体との比較をし、分析を行った	起債事業を反映した実質公債費比率の推移を把握する	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	—				
	決算					
課題						

2 予算説明書の作成

町の予算については、町報等でお知らせしていますが、紙面に制限があり十分な説明、わかりやすい説明ができていないのが実態です。財政計画の状況、予算執行状況、予算、決算についてわかりやすい説明書を作成します。

【目標達成状況】

◆第2期

◎ わかりやすい予算・決算の説明書の作成

・「今年のしごと」(予算)、「主要施策の成果」(決算)を作成 (H23～)

◆第3期

◎ わかりやすい予算・決算の説明書の作成

・簡潔でわかりやすいものに様式を改定 (H28)

No. 28		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		実施事業の分かりやすい説明				
ビジョン体系		5 人と人とのつながりを育むまちづくり	1 地域活動・まちづくりへの参画推進	2 開かれた町政運営		
取組目標		町民に分かりやすい予算・決算の説明書を作成する。				
取組効果		町の事業を分かりやすくすることで、町民の理解が進み、まちづくりの資料として有効に活用できる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		町報10月号	効果的な周知	⇒	⇒	⇒

		にてR2決算状況を公表。興味をもってみてもらえるよう紙面作りを工夫。	方法により、町民の視点に立った資料を作成する			
事業費 (千円)	予算 決算	—				
課題						

3 徴収・滞納対策の強化

厳しい財政状況の中では、コスト削減はもとより、収入の確保も重要な要素です。

これまでに引き続き、多様な徴収方法を検討のうえ、適正な課税と確実な徴収を図ります。

【目標達成状況】

◆第1期

◎ 税の納期の回数変更

- ・8期を法定納期4期に変更し、収納管理事務の効率化、滞納整理事務を強化した。

◆第2期

◎ 多様な徴収方法の導入

- ・税務窓口等で口座振替を推進(新規に後期高齢者医療、介護保険加入者に重点推進)(H23)
- ・介護、後期高齢保険料のコンビニ納付を追加(H25～)

◆第3期

◎ 多様な徴収方法の導入

- ・町税の納付方法に「ヤフーアプリ」を導入(H30)
- ・町税の納付方法に「LINE Pay」と「PayPay」を導入(R1)

No. 29		担当課	各課	区分	新規	
取組項目		多様な納付方法の導入				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	2 歳入確保に向けた取り組み		
取組目標		使用料など町に納める公金について、町税等と同様にキャッシュレス決済など現代社会に応じた多様な納付方法の検討				
取組効果		財源の確保が期待できる				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		納付方法の検討	⇒	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算 決算	—				
課題		導入に当たっては、徴収率、費用対効果などを包括的に検証する必要がある。				

4 使用料等の見直し

現在の使用料は合併調整で設定されていたものですが、当時の予想を上回る財政難から見直ししなければならない状況になっています。

使用料・手数料・賃借料などについて受益者負担の観点から、すべての使用料等を適正な額に見直しすることとします。

No. 30		担当課	該当課	区分	継続				
取組項目		使用料・手数料の見直し							
ビジョン体系		6 健全な財政運営		1 健全な財政運営		2 歳入確保に向けた取り組み			
取組内容		受益者負担の観点から、適正な料金に設定・見直し。各種減免規定についてもあわせて見直しを行う。							
これまでの取組実績		<ul style="list-style-type: none"> ・H18～検討開始 ・すいか・ながいも健康マラソン大会参加料の見直し（3,000円⇒3,500円） ・中央公民館使用料減免基準を検討し、歳入確保を図る。（H25） ・北条・大栄環境改善センターの使用料を見直し ・商業目的使用料の料金見直し（H27） ・H20 下水道使用料13%改定の答申を受ける ・H21 下水道使用料の改定 13% ・H24 下水道使用料15.7%改定の答申を受ける ・H26 同和対策事業に係る固定資産税の減免措置を廃止する。 ・H28 下水道使用料15.7%改定 ・H28 下水道使用料平均11.1%改定の答申を受ける ・H30 下水道料金の改定 平均11.1%(H30) ・青山剛昌ふるさと館入館の行政視察の有料化（半額徴収）を実施 							
実施項目 (単位：千円)			担当	R2まで	年度別計画				
					3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
30-02 下水道料金の改定 会計が逼迫しており、下水道料金の改定を行う。※H21,13%の改定を議決 ※H25.1 15.7%改定の答申を受ける			地域	改定 検討	審議会 を設置	答申に より対 応を判 断	⇒	⇒	⇒
30-03 ごみ処理手数料の見直し ごみ袋販売手数料では、ごみ処理経費の13%しか賄えていない。ごみ袋の単価改定・不燃ごみの有料化も含め処理手数料の見直しを行う。			環境	改定 検討	単価改定 は困難、 ごみの減 量化を継 続的に推 進。	見直し 検討	⇒	⇒	⇒

No. 31		担当課	企画財政課・各課	区分	継続					
取組項目		賃借料の見直し								
ビジョン体系		6 健全な財政運営		1 健全な財政運営		2 歳入確保に向けた取り組み				
取組目標		立地条件・利用状況を考慮し、適正な額に見直し。								
取組効果		公平かつ適正な価格にすることにより納得性を得ることができる。								
年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度
取組内容等		契約更改の際に、時価で再算定すること にしている		資産価値等を 正確に把握す る		⇒		⇒		⇒
事業費 (千円)	予算	-								
	決算									
課題										

5 財産処分の検討

町には活用をしていない財産が数多くあります。その中には、購入資金を借り入れて行ったものもあり、元金に加え利息の償還が必要です。

迅速かつ計画的に売却や企業誘致を進めることとします。また、売却に関する情報を町報やホームページ等を用いて広く町民に提供します。

No. 32	担当課	企画財政課・各課		区分	継続				
取組項目	財産処分の検討								
ビジョン体系	6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	2 歳入確保に向けた取り組み						
取組内容	個々の未利用町有財産について、迅速かつ計画的な処分を行う。								
これまでの取組実績	H18 土地売却 31,709 千円 H19 土地売却 3,355 千円 H20 土地売却 2,580 千円 H21 土地売却 20,136 千円 H22 土地ほか 532 千円 水道会計所有財産の売却 8,627 千円 H28 上水道施設用地 12,744 千円 物品売払 1,079 千円 H29 土地売却 11,693 千円 H30 土地売却 72,635 千円 物品売払 127 千円 R1 物品売払 111 千円								
実施項目 (単位：千円)	担当	R2 まで	年度別計画						
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
32-01 未利用町有財産の処分を行う。	企画財政	三陽合 織跡地 ⇒一般 競争入 札の実 施	売却に向 けて諸課 題の整 理、多様 な売却方 法の検討	⇒	⇒	⇒	⇒		
32-02 老朽化が進む後口谷畜産施設、国坂ブドウ団地資材施設、フルーツドーム等について処分を検討する。	産業	畜産団 地⇒売 却協議 ブドウ 団地⇒ 継続 フルーツ ドーム⇒道 の駅整 備と併 せて検 討	畜産団地 ⇒HPに 掲載し、 売却協議 中。 ブドウ団 地⇒継続 フルーツ ドーム⇒ 道の駅再 整備に伴 い廃止方 針決定 (解体)。 解体実施 設計着手 (R3.10 月)	畜産団地 ⇒売却協 議 ブドウ団 地⇒継続 フルーツ ドーム⇒ 道の駅整 備と併せ て検討	⇒	⇒	⇒		

6 企業誘致の推進

企業や商業施設の進出は、町の活性化につながります。引き続き企業等の誘致を推進します。

【目標達成状況】

◆第1期

◎ 企業立地ガイドの作成

- ・企業立地ガイドを作成し配布を行った（H24）

No. 33		担当課	産業振興課	区分	継続	
取組項目		企業支援の強化				
ビジョン体系		1 地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり	2 商工業の振興	1 商工業の振興		
取組目標		町内における設備投資の増加及び働きやすい仕組みをつくる。				
取組効果		雇用対策、税収の確保につながり歳入の増加が図れる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		・商工会と連携し事業者へのPR及び支援を実施	・企業立地、雇用促進事業 ・ふるさと就職応援事業 ・創業支援	⇒	⇒	⇒
事業費 (千円)	予算	11,624				
	決算					
課題		農振農用地からの除外、畑総補助金の返還などの課題が残る。				

7 入札の工夫

工事・業務発注の入札において、落札額の低下は大きな財源を節約することになります。町内業者の育成に配慮のうえ、ダンピング対策を行いながら発注の方法等を検討し、財源を残す努力を行います。

【目標達成状況】

◆第3期

◎ 入札制度の改正

- ・指名基準の改正（H28）
- ・指名基準の改正（管工事の基準制定）（H29）
- ・指名基準の改正（最低指名業者数の緩和、下水道区分の指名範囲拡大）（R1）

No. 34		担当課	企画財政課	区分	継続	
取組項目		競争性の働く入札制度への改革				
ビジョン体系		6 健全な財政運営	1 健全な財政運営	2 歳入確保に向けた取り組み		
取組目標		指名基準の改正等により適正かつ競争を促す工夫について検討する。				
取組効果		競争による落札価格の引き下げにより経費の削減につながる。				
年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
取組内容等		指名基準について適正な内容となってい	地域の実情を把握し、必要に応じて随時	⇒	⇒	⇒

		るか確認を 実施	見直しを行う			
事業費 (千円)	予算 決算	—				
課題						

8 新たな税外収入の検討

新たな収入源について研究・検討を行います。

■ = 参考 これまで行った事業仕分けの概要 = = = = =

事業仕分けとは

事業仕分けは、構想日本が提唱している事業の必要性を専門の仕分け人が公開の場で評価する行政改革の方法。事務や事業の妥当性、効果等を議論したうえで、「町（現状どおり）」「町（改善）」「民間」または「不要」の評価を行うものです。

(平成 20 年度実施) 平成 20 年 10 月 22 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
防犯灯電気料金補助金	町継続(改善)	外国青年招致事業	町継続(改善)
生ごみ処理機設置費補助金	不要	文化事業(文化会館等)	町継続(改善)
農業用ビニール廃棄処分補助金	不要	町内体育館管理事業	町継続(改善)
敬老会及び敬老行事交付金	町継続(改善)	下水道浄化センター等管理事業	町継続(改善)

コーディネーター 山口秀樹（副町長）（敬称略）

評価者 上橋泉（柏市市議会議員）、岡本圭司（鳥取県職員）、吉弘憲介（とっとり政策総合研究センター研究員）、福光正子（町行政改革審議会委員）、原田武彦（同）、浜川康夫（同）

(平成 21 年度実施) 平成 21 年 10 月 21 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
交通災害共済	町継続(改善)	農業集落排水施設維持管理	町継続(改善)
納税組合運営費補助金	不要	道路除雪事業	町継続(改善)
健康福祉センター等の維持管理	町継続(改善)	学校給食センターの管理運営	町継続(改善)
外出支援サービス事業	民間等	移動図書館車事業	不要

コーディネーター 中村卓（草加市役所）（敬称略）

評価者 西田隆司（富士通）、岡本圭司（鳥取県職員）、吉弘憲介（とっとり政策総合研究センター研究員）、福光正子（町有識者）、原田武彦（同）、井中信一（同）

(平成 22 年度実施) 平成 22 年 11 月 5 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
消防団活動事業	町継続(改善)	介護予防地域支え合い事業	町継続(改善)
鳥取中部ふるさと広域連合負担金（滞納）	町継続(改善)	町営住宅管理事業	町継続(改善)
町観光協会補助金	民間等	震災に強いまちづくり事業	不要
放課後児童クラブ運営事業	町継続(改善)	少人数学級配置協力金	国・県

コーディネーター 中村卓（構想日本）（敬称略）

評 価 者 吉弘憲介（とっとり政策総合研究センター研究員）、渡邊隆宏（鳥取県職員）、
濱本喜彦（町民委員）、林邦臣（同）、飯田博孝（同）、杉川一二美（同）

（平成 23 年度実施）平成 23 年 11 月 8 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
健康づくり人材育成事業	町継続(改善)	由良川沓がレス事業	町継続(改善)
再生資源収集委託事業	町継続(改善)	民芸実習館事業	町継続(改善)
婚活支援事業	不要	北条砂丘公園センター管理事業	町継続(改善)
図書館運営事業（北条分室）	不要	広報事業	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二（とっとり地域連携・総合研究センターディレクター）（敬称略）

評 価 者 谷口繁弥（湖南市総務部長）、北村勇治（鳥取県職員）、
原田武彦（町民委員）、杉川一二美（同）、浜川康夫（同）、竹信慶一（同）

（平成 25 年度実施）平成 25 年 11 月 15 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
歴史民俗資料館管理事業	町継続(改善)	北条砂丘農業活性化支援事業	町継続(現行)
地域の自立活性化活動支援交付金事業	町継続(改善)	コナンのまちづくり事業	町継続(改善)
健康支援事業等	町継続(改善)	外国青年招致事業	町継続(現行)

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学地域イノベーション研究センター長）（敬称略）

評 価 者 矢吹房生（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）、中川博丈、林智広（鳥取県職員）
宇田川穰（町民委員）、濱本昭臣（同）、妻由晃枝（同）

（平成 27 年度実施）第 1 回 平成 27 年 6 月 19 日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
一般管理事業 （事務用品一括、庁舎管理含む）	町継続(改善)	町有財産管理事業	町継続(改善)
電算処理委託事業	町継続(改善)	光ファイバーネットワーク 施設管理事業	民間等
大栄農村環境改善センター （北条含む）管理事業	町継続(改善)	小口融資等貸付事業 （マル経融資利子補助事業含む）	町継続(改善)
住宅リフォーム支援事業	町継続(改善)	観光振興事業	町継続(改善)
北条海浜広場管理事業	廃止	レークサイド大栄管理事業	廃止

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評 価 者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）
徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）
 奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）
 中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

第2回 平成27年7月9.10日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
社会福祉協議会補助金事業	町継続(改善)	高齢者居住環境整備事業	廃止
北栄町シルバー人材センター負担金事業	町継続(拡充)	介護予防地域支え合い事業（いきいきサロン）	町継続(改善)
介護予防地域支え合い事業（生きがいデイ）	町継続(現行)	地域の自立活性化活動支援交付金事業	町継続(改善)
交通対策事業		統一指定ゴミ袋事業	民間等
バス	町継続(改善)		
タクシー	町継続(現行)		
乗合	町継続(改善)		
自治会総合交付金事業（公民館等補助金事業含む）	町継続(改善)	北条庁舎一般管理事業（庁舎管理含む）	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）

中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

第3回 平成27年7月24日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
部落解放中学3年生交流参加負担金事業	町継続(改善)	人権学習会事業	廃止
人権教育推進・啓発協議会事業	町継続(改善)	支え愛ネットワーク構築事業	町継続(現行)
公民館管理・運営・講座事業	町継続(改善)	経営改善支援活動事業（利子補助事業）	町継続(改善)
産業振興補助金事業（ブランド推進事業）	町継続(改善)	産業振興補助金事業（経営所得安定対策）	広域
産業振興補助金事業（がんばる農家プラン支援事業）	町継続(改善)	就農条件整備事業	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）

中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

第4回 平成27年8月7日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
介護予防地域支え合い事業 (要援護者システム)	町継続(現行)	障がい者住宅改良助成事業	町継続(改善)
地域生活支援事業 (うち地域活動支援センター事業)	町継続(現行)	青少年劇場巡回公選委託事業	町継続(現行)
文化財保護対策事業 (町内遺跡発掘調査事業含む)	町継続(現行)	現地課題チャレンジ試験 補助金事業	町継続(改善)
耕作放棄地対策事業	町継続(改善)	北栄アグリフォーラム事業	町継続(改善)
6次産業化モデル支援事業 (総合支援事業含む)	町継続(改善)	地産地消推進事業	廃止

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）

中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

第5回 平成27年8月21日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
成果還元活動費補助金事業	町継続(改善)	町文化団体協議会補助金事業	町継続(改善)
民芸実習館事業	町継続(改善)	北栄ゆら由良川くんだり実行 委員会補助金事業	廃止
図書館管理事業(運営、ブックス タート、関係負担金事業含む)	町継続(現行)	農地流動化推進事業助成金事業	町継続(現行)
地域改善対策負担軽減事業	町継続(改善)	土地改良区地元負担軽減 補助金事業	町継続(改善)
しっかり守る農林基盤整備事業	町継続(改善)	監査委員事業	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）

中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

第6回 平成27年9月11日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
教育委員会事業 (関係負担金、事務局事業、 事務局負担金事業含む)	町継続(現行)	教育力向上事業	町継続(改善)
健康管理システム委託事業	町継続(現行)	生活習慣病予防事業	町継続(改善)
菜の花プロジェクト事業	廃止	産業振興事業 (町有乳用牛貸付事業含む)	町継続(改善)
環境保全型農業直接支援対策事業	町継続(現行)	農地利用支援事業	町継続(改善)
グリーンツーリズム活動支援事業	町継続(改善)	間伐材搬出促進事業	町継続(改善)

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授）（敬称略）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

徳丸宏治（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、田村武志（北栄町民生児童委員協議会）

中西澄江（女性団体連絡協議会）、津島望（町民委員）、青山哲尚（町民委員）

（平成29年度実施）平成29年9月22日実施。対象事業・結果は以下のとおり。

事業名	結果	事業名	結果
移住・定住	町継続(改善)	観光施設指定管理	町継続(現行)
人権を学ぶ会	町継続(改善)	総合窓口民間委託	町継続(現行)

（敬称略）

コーディネーター 千葉雄二（鳥取環境大学人間形成教育センター教授、大学院環境経営研究科教授）

評価者 野津伸治（鳥取短期大学 生活学科 情報・経営専攻教授）

増田孝二（鳥取中部ふるさと広域連合事務局長）

光村哉智代（北栄町教育委員会）、日置健生（北栄町農業委員会）

奥田よしの子（北栄町商工会）、廣芳洋一（北栄町民生児童委員協議会）

徳山邦子（女性団体連絡協議会）

=====■